

## 許可条件

### 1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可条件に違反したとき又は許可条件で求める義務を果たさないとき。
- (3) 使用者が有料駐車場を開設しなかったとき。
- (4) 使用者が使用料の納付を怠ったとき。
- (5) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (6) その他使用者が地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）又はその他関係法令等の規定に違反したとき。

### 2 使用料の改定

使用期間中であっても、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料の改定をすることがある。

また、使用許可を更新する場合の使用料は、初年度の使用料と同額とする。

ただし、近傍地の固定資産評価額等を基に算定した基準額が初年度の使用料を上回る場合は、基準額を使用料とする。なお、翌年度の使用料が前年度の使用料の5%を超え増加する場合は、翌年度の使用料は前年度の5%増加までを限度とする。

### 3 使用料の還付

既納の使用料は、還付しない。ただし、条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

### 4 延滞金

使用料が納付期限までに納付されず、市長がその使用料の納入について督促をしたときは、条例第3条の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。

### 5 転貸等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、(2)、(3)については、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うこと。
- (2) 使用許可財産の形質を変更すること。

(3) 使用許可財産の使用目的を変更すること。

(4) 使用許可財産に建物を設置すること。

#### 6 届出事項

使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

(1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。

(2) 使用者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 保証人を変更しようとするとき。

#### 7 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

#### 8 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により市長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### 9 損害賠償

使用者が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### 10 原状回復義務

使用者は、使用期間が満了したときは当該使用期間の満了の日までに、使用許可が取り消されたときは市長が指定する日までに、自己の費用で使用許可財産を原状に回復しなければならない。原状回復の範囲については、本市との協議による。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

この場合、使用者は市に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の請求ができない。

#### 11 使用者の義務

(1) 使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

(2) 使用許可財産を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。

(3) 本市が使用許可財産の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

(4) 使用許可財産の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮すること。

## 12 調査協力の義務

市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

## 13 使用期間の更新

使用者は、使用期間の更新を希望するときは、使用期間満了の日の30日前までに、規則第20条第2項に規定した申請書を市長に提出しなければならない。

また、更新を希望しないときは、使用許可期間の満了4か月前までに書面にて意思表示しなければならない。

なお、更新をしないことにより、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任でその損害を賠償しなければならない。

## 14 疑義への対応

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。